

計画の性格、特色など

- ① 策定の経過 ○東日本大震災における原子力発電所の事故を受けての国民の価値観や意識の変化などへの対応の必要性
○平成23年6月 環境教育等促進法が改正、地方公共団体に環境教育等行動計画策定の努力義務が課されたことに対応し、策定から7年経過した現行方針を見直した
- ② 計画の性格 ○環境教育等による環境保全の取組に関する法律第8条に基づく行動計画
○第3次山形県環境計画の分野別計画
- ③ 計画の期間 ○平成25年度から第3次山形県環境計画の終期の平成32年度までとする。
- ④ 計画の特色 ○自然環境を保全するだけでなく、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点で新たに取り組む。
○学校、家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会、子どもから大人まであらゆる世代が参加できる施策を目指す。
○環境教育を通して育む人間像として「山形への愛情を持った人」を掲げる。

環境教育の推進施策

1 学校、地域等幅広い場における環境教育

- (1) 学校における環境教育
 - ・山形県環境教育指針の改訂
 - ・再生可能エネルギーの導入や水資源・森林の保全、生物多様性の確保、自然環境の保全のみならず活用する視点など新たな施策に対応した学校で取り組みやすい学習プログラム例の作成、学校訪問等による普及活動
 - ・各学校のニーズに対応するための施策のマッチング事業の実施
- (2) 学校の教職員の資質の向上
 - ・県教育センターの研修機会の拡充、教職員同士の実践の共有機会の充実
 - ・学習プログラム作成に必要な支援や情報提供を受けられる状況づくり
- (3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進
 - ・家庭のアクションやごみゼロやまがた県民運動等、家庭向けの学習機会の提供
 - ・親子で環境について学ぶ機会の充実
 - ・住民自らが行き届く地域課題の解決、地域の環境資産を活用する活動の支援
 - ・県の各部局課の施策を環境教育の教材として積極的に学習機会を提供
 - ・環境やまがた大賞による優良事例の周知
- (4) 人材の育成・活用
 - ・指導者間の情報交換や研修機会の充実
 - ・若い世代の人材育成のため大学生、職場の環境保全活動の活性化を推進
 - ・育成した人材の活動機会の提供、コーディネート
- (5) プログラムの整備
 - ・検討チームを設立し、学習プログラムの作成及び改訂、普及活動を実施
 - ・環境学習支援団体の拡充、連携による多彩な学習プログラムの提供
- (6) 情報の提供
 - ・環境学習についての効果的な周知、情報提供
- (7) 各主体の連携
 - ・環境学習の日（仮称）等の制定などによる環境学習を推進する機運の醸成
 - ・県教育委員会と知事部局など県内部の連携強化、一体的な施策の推進
- (8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
 - ・環境学習拠点における幅広い内容の学習プログラムの作成や他指導者への普及

基本的な考え方

1 環境教育の基本的な方針

(1) 環境教育を通じた環境の人づくり

⇒ 計画の目指す、持続的発展が可能なやまがた創りのために求められる理想的な人間像

○山形への愛情を持った人

山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとすると、山形を深く愛する心である。

↓
山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、守り、創造・活用し、それらを次世代に引き継ぐため、責任を持って自発的に行動できる人



(2) 環境教育に求められる要素

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと
- ・自ら考え、判断、行動する機会を与え、自発性を育てること
- ・実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること
地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ・双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと
- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、県民の消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気付きを引き出すこと

(3) 環境教育において推進する手法

- ・自主性、主体性を持った具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中への位置付け
- ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、実践体験を環境教育の中心に位置付け
- ・あらゆる場、あらゆる機会での体系的かつ総合的な環境教育を進めることができる効果的な仕組みを構築

2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組を推進するための施策を実施する際の基本的な方針

- (1) 学校、家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会、あらゆる世代が参加できる施策
- (2) 自発的な意思の尊重
- (3) 県民、学校、民間団体、事業者等の様々な主体の参加、協働
- (4) 参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担
- (5) 環境教育において、①あらゆる場 ②様々な主体 ③地域づくりなど環境教育以外の施策 とのつながりを重視

2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組

- ・事業者の活動に対する活動経費の支援や適切な助言、指導等の支援
- ・個々の職員に対する研修等への積極的な参加の促進
- ・環境保全推進賞による優良事例の周知

3 拠点機能の拡充

- ・環境エネルギー学習拠点機能の拡充
 - ①再生可能エネルギー等の展示・体験機能の拡充
 - ②情報発信・相談等機能の整備
 - ③学習プログラムの作成・提供、環境学習支援団体のネットワーク化

4 体験の機会の場の認定

- ・改正法で規定されている「体験の機会の場」の認定制度の適切な運用
- ・環境学習サポーター制度（仮称）の創設

5 情報の積極的公表

- ・安全で良好な生活環境の確保に必要な情報を迅速に提供
- ・県民に情報を活用してもらえるよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供
- ・ソーシャルメディアなどを活用した積極的な情報発信

6 国際的な視点での取組

- ・県内の環境教育分野での国際的取組みの促進のため先進事例を積極的に周知、広報